［事案 2024-97］給付金支払請求

・令和 7 年 2 月 28 日　裁定終了

＜事案の概要＞

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

令和 5 年 9 月、前立腺肥大症により入院し、経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術を受けたため、昭和 61 年 7 月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、疾病特約にもとづく入院給付金および手術給付金が支払われた。しかし、以下等の理由により、本契約にもとづく入院給付金、手術特約（本特約）にもとづく手術給付金を支払ってほしい。

(1) 入院・手術の結果、前立腺がんマーカーPSA は 13.75 から 2.16 となり、前立腺がん治療の効果が確認できている。

(2) 「がんの直接の治療」でなければ給付対象とならないとの説明は、給付金申請の際の案内や勧誘広告には一切記載がない。

(3) 保険会社のテレビコマーシャルや、パンフレット、インターネットの広告表示や勧誘セールス等の説明では、本契約の適応外となる注意喚起が一切ないため、不当景品類および不当表示防止法（景表法）違反となる。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 給付金の支払可否については、約款、特約の支払要件を充足しているか否かによって決定されるため、治療効果は理由にならない。

(2) 入院の原因疾患は前立腺がんではなく、あくまで前立腺肥大症であること等から、手術の対象となった前立腺肥大症は、本契約、本特約の支払要件の前提である「悪性新生物」（がん）には該当しない。

(3) 申立人の景表法違反の主張は抽象的であるうえ、景表法と支払要件該当性とは関係がない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院、手術当時の状況等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。